

# BTMU CHINA WEEKLY

## トピックス：人民銀行四季報が示す農民労働者の給与

中央銀行である人民銀行は、発表した四季報のコラムで、「農民工」(農民労働者 = 農村より都市への定期間での移動労働者)の給与と動向を採り上げた。中国で労働者の賃金上昇が注目を集めていることはトピックス先週号で触れたばかりだが、投資先としての中国の魅力に係わるポイントでもあり、再度この点について考えてみたい。

### 農民工労働の報酬調査分析(中国貨幣政策執行報告 2006年第1四半期号より)

最近、農民工の不足、賃金の上昇傾向が見られるが、これは経済成長の当然の帰結といえる。一方で生産コストの上昇から物価水準の上昇に繋がる可能性もあり注意が必要である。

人民銀行は2005年末に、農民工を多く出す、河南、江西、安徽、四川、貴州の5省で1,999戸に対してアンケート調査を実施した。これによれば、農民工の勤務地は、長江デルタ、珠江デルタ、自省の都市に集中。業種は製造、建築、ホテル・飲食、運輸、採掘に集中している。給与は2年連続で上昇しており、2005年上期の給与水準は前年同期比で8.3%の増加となっている。地域別では、渤海地区が985元/月(以下同じ)と比較的高く、長江、珠江がそれぞれ、979元、958元と続き、自省都市は934元と低い。業種では採掘、製造が990元と高くなっている。

農民工の大半は、「きつい、きたない、きけん」な労働に従事し、法定労働時間を越えるものが85%に上る。労働契約締結者は30%に留まり、社会保険未加入は75%に及ぶ。こうした状況は農村の大量の余剰労働が都市部に流入したことによるが、近年はこの問題が注目を集め、就業環境の改善は進みつつある。一方、こうした労働環境にも係わらず、調査対象の70%は、依然、農民工としての労働を希望している。

最近の一部地区での農民工不足は、技術を持つ労働者の不足によるもので、一定の収入条件の改善と生活水準の向上と消費能力の改善をもたらす。農民工の収入は長期的に上昇していくことが予想可能である。

農民工の地区別平均収入(2005年上半期)

	環渤海	長江デルタ	珠江デルタ	自省都市
勤務地(%)	6	30	33	22
月間平均収入(元)	985	979	958	934

農民工業種別平均収入(2005年上半期)

	採掘	製造	建築	飲食	娯楽	運輸	農林	その他
勤務者(%)	2	39	25	13	6	1	14	
月間平均収入(元)	991	990	987	962	944	936	880	

賃金上昇に、コスト上昇、インフレを懸念している点がいかに中銀らしい。しかし最近の中国における活発な労働力不足論は、従来の「1億~2億にも上る農村の余剰労働」論からの飛躍が大きすぎるように思われる。中国経済は本当に転換点を迎えたのだろうか？無論、政府の農村支援策、地方振興策の効果もある。しかしより影響が大きいのは、先週も指摘した労働のミスマッチに加えて、景気過熱の継続とその中での各地区賃金の収斂、農産物価格上昇など、景気循環的要因ではないだろうか。アジア通貨危機後の人民元切り下げ論から現在の切上げ論への飛躍もそうだが、構造的要因と循環的要因を見極めるためにも、いままじ精緻な分析や議論が必要だろう。無論、中銀の指摘どおり、経済成長に伴い長期的に賃金は上昇するだろう。この効果が広く農村全体に行き渡ることが、まさに政府が目指す格差是正の実現に他ならないが、これが、インフレでなく生産性向上に沿った形で実現するには、相応の“長期的”タームを要すると見るべきではないか。

# CHINA WEEKLY DIGEST

## 1. 経済

### 独占禁止法「草案」 国務院が承認

中華人民共和国独占禁止法(草案)が7日、国務院常務会議を通過した。但し、草案に対し、「独禁法は市場競争を保護し、独占行為を防止・抑制し、市場秩序を維持する為の重要な法律制度」であるとした上で、「独占禁止を謳った部分について、市場経済の発展や国際競争の要求に適応しきれておらず、より体系的且つ全面的な規定が必要」と指摘した。また、独禁法起草チームのアドバイザーグループの関係者は、独占行為への対応で最も難しい点として、「公共事業(通信、水道、鉄道、公共交通、貨物運輸、航空、原油、天然ガス等)における独占行為、多国籍企業による独占行為とも指摘している。なお、今後草案は更に修正が加えられ、年内にも全人代(国会に相当)に提出・審議される予定。独禁法の制定に当たっては、94年に起草チームが発足し、以来10年以上に亘る審議が重ねられ、今般漸く立法の目処が立ったもの。

### 昨年の対内直接投資(FDI) 121億ドルの上方修正

商務部は8日、昨年のFDIを先に発表した603億米ドルから121億米ドル増の724億米ドルに上方修正した。理由は603億米ドルの中に金融分野の投資が含まれていなかったと説明している。

## 2. 産業

### 1-5月の技術導入額、大幅に増加

商務部によると、今年1-5月の外国からの技術導入契約は4,630件、金額は前年同期比57.2%増の111億米ドルとなった。このうち、国有企業の導入額は前年同期の約2倍にあたる58.3億米ドルに上り、全体の52.5%を占めた。国有企業の技術導入は、昨年初めて外資系企業のそれを上回った後も急速な増加が続いている。導入国・地域で最も多かったのはEUで、金額は前年同期比38.3%増の46.7億米ドル、全体の42.1%を占めた。第2位は日本の31.1億米ドル、3位は米国の14.5億米ドルで、全体に占める割合はそれぞれ28.0%、13.1%となっている。また、業種では引き続き鉄道運輸業における増加が最も大きく、前年同期の約8倍にあたる39.3億米ドルを記録し、全体の35.4%を占めた。

### 輸入自動車関税率 7月より3%引き下げ

自動車の輸入関税率が7月1日より現行の28%から25%に引き下げられる予定。今回の調整は中国のWTO加盟時の公約に基づくもので、新税率は全ての乗用車に適用される。国産車の価格優位性が弱まることを懸念する声もあるが、アナリストは中国の売れ筋である小排気量車は既に国産化されているのに対し、輸入車の大半は大排気量車である為、3%の税率引下げでは国産車市場への影響は軽微と見ている。

## 3. 貿易・投資

### 投資性公司(傘型企業)に関する補充規定発表

商務部は5月26日、投資性公司の設立に関する補充規定(商務部2006年第3号令)を公布した。実施は7月1日。現行規定(商務部2004年第22号令)に対する補足説明と一部規制を緩和する内容が盛り込まれている。今回の規定で新たに可能となった業務には「国外企業からのサービス請負業務、卸売、コミッション代理販売(別途販売に関する許可は不要と思われる)、上場会社への戦略的投資等に加え、「地域本部」に認定された傘型企業に対するファイナンス・リース業、財務・資金管理センターによる外貨資金集中管理(別途許可が必要)等が含まれる。背景には、個別産業毎の規制緩和が進む中、多額の資本金が求められる一方優遇が与えられていた傘型企業の優位性が相対的に低下していることに不満が高まっていたことがある模様。

### 外資企業の登記管理に関する新たな通知公布

本年4月24日付で工商行政管理局、商務部等による外資企業の審査・認可・登記管理に関する執行意見(工商外企字[2006]81号、以下「執行意見」)が公布されたが、5月26日付で「執行意見」の実施に関する通知が発表された。「執行意見」で注目されていた外資企業の連絡事務所の登記問題については、「連絡事務所の存在は禁止しておらず、必要に応じて業務連絡を行う事務所の設立が可能。工商登記は不要。但し、経営活動への従事は禁止し、事務所名義での生産、サービス提供を厳格に取り締まる」とした。

(上記2規定の詳細については、次頁の解説をご参照下さい。)

## 4. 金融・為替

### 中国銀行 新株公開で今年の世界最大の資金調達

中国4大商業銀行の一つ中国銀行は7日、新規株式公開に伴う資金調達額が合計で111億ドルに達したことを発表した。これは今年に入って世界最大、史上4番目の規模となる。同行は6月1日、香港証券取引所に上場し、97億ドルの公募・売り出しを実施したが、投資家の旺盛な需要を背景に、その後追加売り出しにより更に14億ドルの調達を果たした。上場初日の終値は3.4香港ドルと、公募・売り出し価格を15%上回り、一般投資家の購入申込倍率は70倍以上に達した。なお、同行は今後、上海証券取引所の人民元建A株市場に上場し、200億人民元の調達を計画していることも公表した。

### 中国銀行系オートローン会社設立

中国銀行は7日、銀行業監督管理委員会より子会社の「東風ブジョーシトロエン金融有限公司」の業務認可がおりたことを発表した。銀行系のオートローン会社としては第1号となる。同金融会社は中銀集団保険有限公司、神龍自動車公司、ブジョーシトロエンオランダ財務公司3社による合弁で、資本金は5億元。中銀集団は50%を出資する。事業内容は「東風ブジョー」と「東風シトロエン」ブランド車の販売とそれに伴うオートローン業務。

# EXPERT VIEW

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング 株式会社  
 国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
 池上 隆介

## 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2006年5月下旬から6月上旬にかけて公布または施行された主な法令を取りあげました。一部、以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

法令・政策措置	概要
<p>[ 政策 ]</p> <p>「国務院の天津滨海新区の改革開放推進関係問題に関する意見」(国発[2006]20号、2006年5月26日公布)</p>	<p>天津滨海新区への国の支援政策に関する正式の文書。</p>
<p>[ 規則 ]</p> <p>「屋外広告登記管理規定」(国家工商行政管理総局2006年第25号令、2006年5月22日公布、2006年7月1日施行)</p> <p>「国家工商行政管理総局の『外商投資の会社の審査認可・登記管理の法律適用における若干の問題に関する執行意見』の実施に関する通知」(工商外企字[2006]102号、2006年5月26日発布・実施)</p> <p>「外商投資による投資性会社の設立・運営に関する補充規定」(商務部2006年第3号令、2006年5月26日発布、2006年7月1日施行)</p> <p>「国土資源部弁公庁の『全国土地登記規範化検査方案』の印刷発布に関する通知」(国土資庁発[2006]70号、2006年5月25日発布)</p> <p>「国土資源部弁公庁の土地証書管理の更なる規範化に関する通知」(国土資庁発[2006]69号、2006年5月25日発布)</p> <p>「国土資源部の当面の土地管理の更なる厳格化に関する緊急通知」(2006年5月30日発布)</p>	<p>屋外広告の事前登記に関する規定。1995年の規定の第二次改正。</p> <p>今年4月24日付「執行意見」(左記)の実施について、地方工商行政管理局に若干の注意事項を指示したもの。</p> <p>2004年12月施行の「外商投資による投資性会社の設立・運営に関する規定」の補充規定。</p> <p>今年5月から12月まで、国土資源部が地方の土地登記手続きの実施状況に対する検査を行うことを省級国土資源部門に通知したもの。</p> <p>国土資源部の「土地証書管理専用章」の不正に作成された文書が大量に流布しているとして、同部のコード番号のない土地証書を無効とした。</p> <p>固定資産投資の抑制を目的として、土地利用総合計画及び年度計画違反の取締り、建設用地の厳格審査、不動産用地の公開入札実施、違法案件の調査・処分などを地方国土資源部門と直轄機関に指示したもの。</p>

### 天津滨海新区に対する国の支援政策が公表される

深セン経済特区、上海浦東新区に次ぐ第三の改革・開放モデル地区と位置づけられる天津滨海新区に対する国の支援政策が公表された。その文書が上記の「意見」である。

昨年6月に天津市が滨海新区の「総合改革試験区」への認可を中央に申請し、その後、10月に中国共産党中央委員会総会(16期5中全会)の「第11次5ヵ年計画制定に関する提案」に「天津滨海新区の開発・開放の推進」が盛り込まれ、今年3月には国務院が支援政策を付与することに同意したと報じられていたが、その内容が明らかにされたものだ。

「意見」では、天津滨海新区を「全国総合組合せ改革試験区」(原文は「全国総合配套改革試験区」)として認可し、重大な改革・開放措置の試験を先行させると述べられている。そして、短期の重点として、次の4項目があげられている。

- (1) 金融改革・革新の奨励。「産業投資基金、ベンチャー投資、金融業総合経営、多種所有制金融企業、外貨管理政策、オフショア金融業務」などの面で改革の試験を行ってよい。
- (2) 土地管理改革の支援。「農村集団建設用地の流通及び土地収益分配、政府の土地供給コントロール能力増強」などの面での改革の試験を支援する。
- (3) 天津東疆保税港区の設立。北方の国際運航センター及び国際物流センター建設のニーズに適応し、国際積替え輸送、国際配送、国際調達、国際中継貿易、輸出加工などを重点的に発展させる。
- (4) 財政・租税政策による支援。天津滨海新区の管轄規定の範囲内で、条件に適合する高新技術企業に対し、企業所得税の税率を15%に低減する。新区内の内資企業に対しては、賃金の税引き前控除基準を引き上げ、固定資産・無形資産の加速償却を認める。一定期間内で、新区の開発・建設に中央の財政補助を与える。

上記の政策は、今後、具体的な措置として制定されるものと思われる。天津滨海新区は、1994年に天津市が全体の開発に着手して以来、すでに相当の産業基盤を持っており、2005年には工業総生産額で上海浦東新区を追い越した。上海浦東新区が国から改革・開放措置の試験を認められたことで飛躍的な発展を遂げてきただけに、天津滨海新区も同様の可能性を秘めているといえるだろう。

(注) 天津滨海新区は、天津市東部に位置し、天津港・天津経済技術開発区・天津港保税区和、塘沽区・漢沽区・大港区の市街区、東麗区ビジネス街、津南区葛沽鎮を含む区域で、開発計画面積は2270平方キロ、常住人口は140万人。

### 国家工商行政管理総局の「執行意見」の実施通知が発表される

本誌5月17日号で、「外商投資の会社の審査認可・登記管理における法律適用の若干の問題に関する執行意見」(工商外企字[2006]81号、2006年4月24日発表)のポイントを紹介したが、国家工商行政管理総局からその実施に関する上記表中の通知が発表された。その中で、外商投資企業に特に影響がある点は、次のとおり。

- (1) 「執行意見」では、組織機構について、合併・合作の有限責任会社は「合併企業法」、「合作経営企業法」と「公司法」にもとづいて定款に定めるとされ、独資の有限責任会社と株式会社は「公司法」と定款に適合しなければならないとされているが、「公司法」では監事会または監事を置くこと、また董事会を設置しない場合には執行董事を置くことが義務づけられている。

この点、この実施通知では、「2006年1月1日より前にすでに設立された外商投資の会社が定款の改訂を行うかどうかについて、公司登記機関は要求を強制せず、会社が自ら決定する。もし改訂する場合は、審査認可機関への認可申請と登記機関へ届出登記を行う」とされている。曖昧な表現ながら、2006年1月1日以降に設立された外商投資企業は、定款を改訂して監事会または監事を置き、あるいは執行董事を置く必要があるということだろう。

- (2) 事務所登記問題について、実施通知では次のように述べられている。  
「説明を要することは、法律は会社の事務機構の存在を禁止しておらず、外商投資企業は業務の必要にもとづいて業務連絡に従事する事務機構を直接設立することができ、工商登記を行う必要はない、ということである。」

「外商投資の会社の事務機構が工商登記に入らなくなった後、外資登記管理機関は引き続き監督管理を行い、その経営活動への従事を禁止しなければならない。授權された局及び各地区で監督管理に従事する基層工商局は、監督管理、法執行の過程で、事務機構で経営活動に従事するものに対する取締りを重点とし、法執行の基準を押さえるよう注意しなければならない。事務機構の名義で商品の生産・経営に直接従事しているもの、あるいはサービス提供に直接従事しているものに対しては、法に従って厳格に調査・処分

を行う。情状が軽く害が大きいものに対しては、指導、規範化を主としなければならない。」

外商投資企業は事務所を登記なしで設立・存続できるが、その経営活動に対しては取締りを行う。しかしやり過ぎてはならない、という意味だろう。

### 投資性公司に関する規定の補充規定が發布される

「外商投資による投資性公司の設立・運営に関する規定」（商務部 2004 年第 22 号令、2004 年 12 月 16 日施行）の「補充規定」が發布された。7 月 1 日から施行される。

「外商投資商業領域管理弁法」で商業企業の認可条件が大幅に緩和され、また今年から「公司法」の改正で既存企業の再投資の条件が緩和されたことで、投資性公司の優遇が相対的に薄れていた。こうした中、商務部では投資性公司に関する上記規定を改正するとの方針を明らかにしており、その内容が注目されていた。主な改正点は、次のとおり。

#### 1) 卸売の許可

現行規定では、投資性公司がコミッション代理販売、卸売、小売に従事する場合は「外商投資商業領域管理弁法」の規定に従うとされていたが、今回の補充規定では、輸入商品と国内商品の国内でのコミッション代理販売、卸売ができ、特別な商品の販売、小売、特別な経営方式による販売を行う場合には関連規定に従うとされた。特別な商品とは鋼材や燃料油などの「重要工業原材料」を指し、特別な経営方式は通信販売などを指すと見られる。これらを除いては、「外商投資商業領域管理弁法」にもとづく認可手続きが不要になったものと思われる。

ただし、国内商品の輸出については、現行規定と変わらず、登録資本のうち 3 千万ドル以上を投資に使用することを条件に、商務部の認可を得て行うこととされている。なお、現行規定では、同様の条件で、登録資本と同額までの投資先企業の製品のシステム構成品や試験販売品の輸入が認められているが、このうち試験販売品の輸入については対象製品が親会社製品から「関連製品」に範囲が拡大され、また金額制限が撤廃された。さらに、試験販売品については、国内他社に生産・加工委託し、それを国内外で販売することも認められた。

#### 2) その他の許可業務

新たに外国企業のサービス請負業務が許可された。また、上場会社への戦略投資が許可された。この点は、「外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法」（商務部、中国证券监督管理委员会、国家税務総局、国家工商行政管理総局、国家外貨管理局令 2005 年第 28 号、2006 年 1 月 30 日施行）による手続きが必要と見られる。（この弁法の内容については、本誌 2 月 8 日号をご参照いただきたい。）

#### 3) 地域本部に対する優遇

地域本部に認定された投資性公司は、新たにオペレーティング・リース（レンタル）とファイナンス・リースが許可された。現行規定では、ファイナンス・リースのみ別会社を設立することで許可されるが、投資性公司自体で両方のリース業務ができるようになる。

地域本部認定の投資性公司は、国内他社に生産・加工を委託した製品の国内販売と輸出が許可された。一般の投資性公司は、上記のように、試験販売品に限られているが、地域本部認定を受けた投資性公司はその制限を受けない。また、製品を全量輸出する条件で「委託加工貿易業務」（原文のまま）も許可するとされた。ただし、この「委託加工貿易業務」が保税輸出入の取扱いを意味するのかどうかは分からない。

財務センターまたは資金管理センターの機能を持つ地域本部認定の投資性公司は、外貨管理機関の認可を得て、国内関連会社の外貨資金の集中管理、またオフショア口座を開設して国外関連会社と国内関連会社の外貨資金の集中管理が許可された。

以上

# CHINA WEEKLY FOREX

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close		前日比		
2006.06.05	8.0105	8.0071~8.0110	8.0077	-0.0153	7.1180	0.0000	1.03430	0.0000	10.2668	0.0000	1.7449	1770.40	16.40
2006.06.06	8.0125	8.0123~8.0156	8.0141	0.0064	7.1606	0.0426	1.03211	-0.0022	10.3552	0.0884	1.7545	1764.85	-5.55
2006.06.07	8.0158	8.0152~8.0200	8.0172	0.0031	7.0720	-0.0886	1.03290	0.0008	10.2644	-0.0908	1.7970	1670.25	-94.59
2006.06.08	8.0175	8.0072~8.0182	8.0089	-0.0083	7.0346	-0.0374	-	-	-	-	1.8123	1672.48	2.23
2006.06.09	8.0160	8.0100~8.0160	8.0112	0.0023	-	-	1.03194	-0.0010	-	-	1.8125	1630.78	-41.70

## トピックス

### 6日】

ロイター通信によると、財政部と中銀は「財政部のキャッシュ運用に関する暫定規則」と題する共同声明を発表し、政府が保有するキャッシュの運用方法を初めて公表した。主な運用先は、定期預金と国債とし、財政部が政府のキャッシュフローを監視し、中銀が運用先を決めている。

### 6日】

ロイター通信によると、政府は、推進している外国為替市場の改革の一環として、為替取引のプライマリー・ディーラー制度を発表した。中銀が指定した銀行はプライマリー・ディーラーとして中銀と直接取引が可能となる。

上海証券報によると、商務部が大手海外企業による中国企業への戦略的出資に関する規制を緩和し、7月1日以降、大手海外企業は、中国に登録した投資子会社を通じて、中国企業の株式を取得することが可能になると報じた。

劉明康 銀行業監督管理委員会 (CBRC) 委員長は、記者団に対し、年内に国内の金融機関への外資出資制限を引き上げるかどうか判断するとの見解を示した。

### 7日】

易綱 中銀総裁補佐は、企業や銀行がより柔軟な為替制度に慣れるのに時間が必要なため、人民元改革は段階的に実施するとした上で、同国の巨額の経常・資本収支の黒字を削減するにはさまざまな政策が必要であり、通貨を調整することは解決策の一端でしかないとし、内需拡大のほうが重要であるとの見解を示した。

謝旭人 国家税務総局局長が4月に行った税制改革に関する演説で、世界の原油価格が高いため燃料税の導入は時期尚早であるとの見解を示したことが明らかになった。

### 8日】

証券報によると、Zhang Tao 中銀調査局副局長は、同国が直ちに金利を引き上げる可能性はほとんどないが、将来の物価動向に対しては細心の注意を払う必要があるとの見解を示した。また、エネルギー価格の自由化に向けて取られるであろう措置や一部セクターの設備過剰を招いている過熱投資の影響を考えれば、同国は現在インフレとデフレ双方の圧力に直面していると、インフレまたはデフレ圧力が今年下半期に優勢になるかどうかについては、6月の経済指標を評価してから判断を下す必要があるとした。

国家外為管理局 (SAFE) は、7月1日から国内企業が対外投資をする際の外貨購入制限を撤廃することを明らかにした。

馬秀紅 商務部事務次官は、2006年1～5月期の中国への海外直接投資 (FDI) について、1～4月期と同程度の伸び (前年同期比+5.76%) になったとの認識を明らかにした。

### 9日】

上海証券報は、5月の同国のM2が前年同期比+19.5%となり、中銀が今年の目標としている同+16%を大きく上回ったと報じた。

保険監督管理委員会 (CIRC) は、保険会社による同国銀行の株式取得を正式認可すると発表した。また、保険会社は今後、保有資産の最大で15%を海外市場で投資することが出来るようになるとした。

## RMB レビュー&アウトLOOK

5日、1米ドル8.0105円で寄り付いた人民元は、週間高値となる8.0071元まで上昇したが、その後はじりじりと弱含み、7日には8.0200元まで下落した。然し8日には0.011元 (0.14%) と大幅な変動を見せ再び8.01を越えて上昇、週末は8.0112元までやや下落越過している。8日、国家外為管理局は、国内企業が対外投資を行う際の外貨購入金額制限を撤廃する事を発表した。今後、国際収支均衡に向けた政策の一環として、内需拡大と共に促進される事が見込まれる。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しくお申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権であり、著作権法により保護されています。